

医療法人社団静和会静和記念病院

面会規程

(目的)

第1条 この規程は医療法人社団静和会静和記念病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間は13時30分～16時までとし、面会時間は1家族30分までとする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第3条 入院患者の病室内（多床室ではベッドサイド）又はデイルームとする。

(面会可能な方)

第4条 家族・親族（近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）

- 2 病院が必要と認めた者。（施設職員など退院に必要な面談を行う者）
- 3 面会者は原則年齢制限ないが、マスク着用可能な者とする。

(面会人数)

第5条 1回の面会につき家族・親族（近親の方、身の周りのお世話をする方を含む）原則5名までとする。

2 入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第6条 病院の受付窓口に設置した面会票に氏名、体温、電話番号を記載し、面会者スタッフを受け取り病棟スタッフに声をかけてから入院病室に入る。

(面会の条件)

第7条 面会者は不織布マスクを装着し、病室への入室前後に手指衛生（手指消毒、または手洗い）を行う。

- 2 面会者は発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等）がないこと。
- 3 面会中は、マスクを着用とする。

(面会者の遵守事項)

第8条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 患者の治療・検査が優先される事をあらかじめ了承すること。
- (2) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- (3) 酒気を帯びて面会してはならない。
- (4) 面会中に喫煙してはならない。
- (5) 面会者が病棟・病室で飲食をしてはならない。ただし、面会者が差し入れた食べ物を入院患者が飲食することは看護師に確認した上で可能とする。
- (6) 生花を持ち込こんではならない。

2 病院は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第9条 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。

2 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(周知方法)

第10条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

この規程は、2026年4月27日から施行する。